

算定方式の考え方の変更点

1 果樹共済

今 回	前 回
果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） 下記年産（年度）の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。 （収穫共済） ・ なつみかん及び指定かんきつ 平成<u>30</u>年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては平成<u>29</u>年産）に係る共済関係 ・ びわ及びうめ 平成<u>29</u>年産に係る共済関係 ・ その他の果樹 平成<u>29</u>年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては平成<u>28</u>年産）に係る共済関係 （樹体共済） 平成<u>28</u>年度に共済責任期間が開始する共済関係 第1 収穫共済 1 基礎被害率 収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。	果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） 下記年産（年度）の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。 （収穫共済） ・ なつみかん及び指定かんきつ <u>27</u>年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては<u>26</u>年産）に係る共済関係 ・ びわ及びうめ <u>26</u>年産に係る共済関係 ・ その他の果樹 <u>26</u>年産（特定危険方式及び短縮方式にあつては<u>25</u>年産）に係る共済関係 （樹体共済） 平成<u>25</u>年度に共済責任期間が開始する共済関係 第1 収穫共済 1 基礎被害率 共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 収穫通常標準被害率

収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち収穫通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式が満足するように収穫通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 収穫共済掛金標準率

(1) 収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては収穫通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し収穫共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを収穫通常共済掛金標準率とする。

(2) 収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を収穫異常共済掛金標準率とする。

(3) (略)

第2 樹体共済

1 基礎被害率

樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 収穫通常標準被害率

共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち収穫通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式が満足するように収穫通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 収穫共済掛金標準率

(1) 共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては収穫通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し収穫共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを収穫通常共済掛金標準率とする。

(2) 共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を収穫異常共済掛金標準率とする。

(3) (略)

第2 樹体共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 樹体通常標準被害率

樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち樹体通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式が満足するように樹体通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 樹体共済掛金標準率

(1) 樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては樹体通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し樹体共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを樹体通常共済掛金標準率とする。

(2) 樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を樹体異常共済掛金標準率とする。

(3) (略)

2 樹体通常標準被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち樹体通常標準被害率（ q ）以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次の式が満足するように樹体通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

3 樹体共済掛金標準率

(1) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては樹体通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し樹体共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを樹体通常共済掛金標準率とする。

(2) 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を用いて平均値を算定し、その平均値を樹体異常共済掛金標準率とする。

(3) (略)

2 畑作物共済

今 回	前 回
畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） 下記年産の共済関係から適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。 ・ばれいしょ及び蚕繭 ① <u>平成28</u>年産の引受けを適正に行うことができない地域 平成29年産に係る共済関係 ② <u>平成28</u>年産の引受けを適正に行うことができる地域 平成28年産に係る共済関係 ・茶 平成29年産に係る共済関係 ・その他の農作物 平成28年産に係る共済関係 1 基礎被害率 畑作物共済の共済目的の種類ごと（大豆については、一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式の別を、茶については、半相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の別を含む。以下同じ。）及び都道府県の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。 2 畑作物一次共済掛金標準率 畑作物共済の共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し畑作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを畑作物一次共済掛金標準率とする。	畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案） 下記年産の共済関係から適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。 ・ばれいしょ及び蚕繭 ① 25年産の引受けを適正に行うことができない地域 26年産に係る共済関係 ② 25年産の引受けを適正に行うことができる地域 25年産に係る共済関係 ・茶 26年産に係る共済関係 ・その他の農作物 25年産に係る共済関係 1 基礎被害率 共済目的の種類ごと（大豆については、一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式の別を、茶については、半相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の別を含む。以下同じ。）及び都道府県の区域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。 2 畑作物一次共済掛金標準率 共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し畑作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを畑作物一次共済掛金標準率とする。